

I はじめに 一少子化は我が国社会への警鐘一

(人口減少社会の到来)

近年、我が国の合計特殊出生率は急速に低下し、平成2年（1990年）にはいわゆる「1.57ショック」という言葉を生んだ。その後、さらに出生率は低下し、人口を長期的に維持するために必要な水準を大幅に下回る状況となっている。このことは、低い出生率の下で子どもの数が減るという少子化が進行する中で、生産年齢人口が減少し、次いで総人口までが減少し続ける社会になることを意味しており、人口減少社会の到来は現実のものとなりつつある。

また、少子化の進行と平均寿命の伸長とが相まって急速に人口の高齢化が進んでおり、我が国は未だ人類が経験したことのない少子・高齢社会——若年者と高齢者の人口構成割合が従来とは極端に異なった社会——を迎えようとしている。

少子化と高齢化の進行は将来の我が国社会経済に様々な深刻な影響を与えると懸念されるが、少子化は我が国社会のあり方に深く関わっており、社会への警鐘を鳴らしていると受け止めなければならない。

(将来展望を明らかにすることは未来の世代への責務)

このような認識に立って、将来の我が国のある方として、どのような社会を望ましいと考え、それを後世に残すのかという展望を明らかにし、そのためにいかに対応していくのかを国民全体の問題として明らかにする必要がある。このことは、今を生きる我々の世代の未来の世代に対する責務でもある。

人口減少社会の姿としては、今までに比べ相当厳しい状況が予測される。したがって、経済構造改革、社会保障構造改革、財政構造改革等現在進行中の諸般の構造改革を始めとする改革を思い切って実行していかなければならない。しかし、これらの構造改革を実行するとしてもなお人口減少社会の姿は楽観できるものではない。

このため、固定的な男女の役割分業や雇用慣行など社会全体のあり方に深く関連する少子化の背景を幅広い視点に立って見極めながら、これらの構造改革とあわせてさらに、個人（男女）の自立と自己実現が図られるような男女共同参画社会を目指すなど社会全体のあり方に関わる改革に取り組んでいく必要に迫られている。

(これまでの審議の経過)

当審議会は、こうした問題意識から、本年2月以降、各界有識者からの意見聴取、全国各地で開催された「少子社会を考える市民・道府県民会議」への参加等を行った。それらを踏まえつつ、広く国民全体で議論していただくことを目的として少子化と人口減少社会への対応に関する基本的考え方をとりまとめたのでここに報告する。

II 少子化の現状と将来の見通し 一人口減少社会の到来は目前一

1 持続的な出生数の減少

近年、我が国の出生率は急激に低下し、昭和40年代（1970年前後）にはほぼ2.1程度で安定していた合計特殊出生率（注）は、平成7年（1995年）には、現在の人口を将来も維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.08を大きく下回る1.42となっている。

こうした出生率の低下により、昭和40年代後半（1970年代前半）には200万人を超えていた出生数は、平成7年（1995年）には約120万人と6割程度の水準まで減少している。持続的な出生数の減少は、昭和50年代後半（1980年代前半）から、将来を担う15歳未満の子どもの数の減少をもたらした。当時、2700万人を超える人口の24%を占めていた15歳未満の子ど�数は、平成7年（1995年）には約2000万人と人口の16%を占めるに過ぎない状況になっている。

同時に、我が国では諸外国に類を見ない速度で高齢化も進行している。65歳以上人口割合は、昭和40年代後半（1970年代前半）には7%台で推移していたものが、平成7年（1995年）には約15%と、約25年間で2倍になっており、これに要した年数は、フランスの114年間、スウェーデンの82年間、比較的短いイギリスの46年間やドイツの42年間に比べてもはるかに短い。

この結果、近年我が国の人団構成は大きく変化してきた。

（注） 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均子ど�数。したがって、一般に、結婚年齢が上昇し第1子出産年齢が上昇し続けている場合には大きく低下、やがて結婚年齢が安定し第1子出産年齢も安定した場合にはある程度回復、といった性格があることに留意する必要がある。合計出生率とも言う。

2 避けられない人口減少社会

平成9年（1997年）1月に発表された「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」の中位推計によれば、出生率は現在の水準に比べある程度回復するものの、人口置換水準まで向上することは見込まれず、このような低い出生率水準の下で子ど�数が減るという少子化が進行する中で、生産年齢人口が減少し、総人口が持続的に減少していくことが予測されている。

具体的には、我が国の生産年齢人口（注）は1995年を頂点に既に減少しており、引き続き総人口も2007年を頂点に減少に転じ、その後も減少し続ける。そして、2050年には、総人口は約1億人と現在の約1億2600万人に対し2割程度の減となり、一方、65歳以上人口割合は平均寿命の伸長と相まって2025年には27%、2050年には32%に達すると見込まれて

いる。

(注) ここでいう生産年齢人口は、従来の慣行にしたがって15歳から64歳までの人口として捉えている。ただし、この捉え方については、我が国社会の実態に合わないものとして20歳から64歳までの人口として捉えることが適当である、との意見がある。

なお、生産年齢人口をこのように捉えた場合の頂点は1998年と見込まれているが、いずれにせよ、総人口の減少がはじまる前に減少に転ずる。

また、今後、出生率が現在の水準に比べ相当程度向上するとの高位推計の下でも、少子化の進行は避けられない見込みとなっている。

出生率が現在の水準でさえも維持することはできないという低位推計の場合には、2050年の総人口は、9200万人と1億人を割るまでに減少し、現在の人口に比べ3割近い減となると見込まれている。

当審議会においては、こうした将来の見通し——すなわち、少子化の進行は避けられないこと——を議論の前提として、少子化の影響、少子化の要因とその背景、少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方等について考え方を整理した。

III 少子化の影響 一概ねマイナス面の影響一

(現行制度の下での予測)

仮に、現行の諸制度を改革せず、今までの傾向が続き、少子化が進行した場合、その影響の主なものとして、以下のような点が予測され、あるいは指摘されている。

1 経済面の影響

(1) 労働力人口の減少と経済成長への影響 一経済成長率低下の可能性一

(労働力人口の減少)

少子化の進行は、とりわけ生産年齢人口の減少をもたらし、労働力人口の減少につながる。

平成9年(1997年)6月に労働省が行った将来の労働力人口の推計によれば、現在約6700万人の労働力人口は、2005年以降減少に転じ、2025年には約6300万人まで減少すると見込まれている。

(労働力人口の年齢構成の変化)

また、現在約13%である労働力人口全体に占める60歳以上の労働者の割合は、高齢者雇用を促進する現行諸施策による効果を見込んだ上で、2025年には約21%に達し、労働力人口の年齢構成も大きく変化する。

この労働力人口の年齢構成の変化は、高齢者の場合には、個人差はあるも

の短時間勤務を希望する割合が高いことを勘案すれば、実労働時間数を考慮した場合における労働力供給の一層の減少をもたらすことが懸念される。こうした状況の下で、例えば、介護や看護等高齢化に伴い、今後、ますます需要が増大する分野における労働力の確保への影響も懸念される。

(経済成長率低下の可能性)

労働力の制約は、一般に貯蓄を取り崩すと考えられる退職者の割合の増加に伴う貯蓄率の低下と相まって投資を抑制し、労働生産性の上昇を抑制する要因になる。

労働力供給の減少と労働生産性の伸び悩みが現実のものとなれば、今後、経済成長率は傾向的に低下する可能性がある。

(2) 国民の生活水準への影響 一現役世代の手取り所得が減少する可能性一

(1) に述べたような労働力供給の減少と労働生産性の伸び悩みによる経済成長の鈍化と、高齢化の進展に伴い避けることができないと見込まれる社会保障費の負担の増大は、国民の生活水準に大きな影響を及ぼす。

① 高齢化の進展に伴う現役世代の負担の増大

少子化の進行は、平均寿命の伸長と相まって、人口に占める高齢者の割合を高め、少子・高齢社会をもたらすことになる。この結果、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担が増大し、世代間の所得移転を拡大させる大きな要因となる。

厚生省が平成9年(1997年)9月に行った社会保障に係る給付と負担の将来推計によれば、65兆円(1995年度)の社会保障給付費が、2025年度には、名目価格で216兆円~274兆円となる見通しであり、国民所得に占める社会保障給付に係る負担の割合は、18.5%から29.5%~35.5%まで上昇することが予測されている。

仮に、社会保障給付以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が、現在の水準(約20%)のまま推移したとしても、現行制度のまま推移した場合の将来の国民所得に占める公的負担(租税負担及び社会保障負担)の割合、すなわちいわゆる国民負担率は、約50%~56%と50%を超える水準に至る。

また、財政赤字が将来の公的負担の増加をもたらすことにも留意する必要がある。

② 現役世代の手取り所得の低迷

現在課題となっている諸般の構造改革に取り組まず、現状のまま推移した場合には、人口1人当たり所得の伸びの低下といわゆる国民負担率の上昇によって、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得は減少に転じるという厳しい予測もある。

現役世代にとって、働くことが生活水準の向上に結びつかないような社会では、生産・消費の両面で、経済・社会の活力が阻害される危険性が大きいという深刻な状況になる。

2 社会面の影響

(1) 家族の変容 ー単身者や子どものいない世帯が増加するー

単身者や子どものいない世帯が増加し、少子化が進行する中で、社会の基礎的単位である家族の形態も大きく変化するとともに多様化する。とりわけ単身者の増加は、家族をそもそも形成しない者の増加を意味しており、「家族」という概念そのものの意味を根本から変えていく可能性さえある。また、単身高齢者の増加は介護その他の社会的扶養の必要性を高める。子どものいない世帯の増加は、家系の断絶などを招き、先祖に対する意識も薄れしていくという可能性もある。

(2) 子どもへの影響 ー子どもの健全成長への影響が懸念されるー

子どもの減少による子ども同士、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

(3) 地域社会の変容 ー基礎的な住民サービスの提供も困難になるー

少子化の進行による人口の自然減により、現在においても人口減少が始まっている地域は少なくなく、この傾向はさらに拡がりを見せ、人口の減少は特定地域の現象ではなく全国的に進行すると見込まれる。過疎化もその中でさらに進行することとなる。その結果、2025年には、ほとんどの都道府県で65歳以上人口割合が3割前後となるなど、これまで急速に過疎化・高齢化が進んできた農山漁村のみならず、広い地域で過疎化・高齢化が進行すると予想される。

このため、現行の地方行政の体制のままでは、例えば、福祉サービスや医療保険の制度運営にも支障を来すなど市町村によっては住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になると懸念される。

また、今後、大都市部においても急速な高齢化が見込まれることから、それに伴う諸問題が顕在化することが予想される。

(概ねマイナス面の影響)

このように、少子化の影響としては、家族の変容などに関しては意見が分かれるものの、上記のような概ねマイナス面の影響と考える指摘が多い。

ただし、例えば、生活面では、環境負荷の低減、大都市部等での住宅・土地問題や交通混雑等過密に伴う諸問題の改善などゆとりある生活環境の形成、一人当たりの社会資本の量の増加、教育面では、密度の濃い教育の実現や受験競争の緩和などプラス面の影響を指摘する意見があることに留意する必要がある。

こうした指摘に対しては、あくまで短期的な影響であって、経済成長の低下が生活水準の低下をもたらす以上やはり生活にゆとりはなくなるとする意見、人口減少に伴い教育サービスの供給も制約され密度の濃い教育にはつながらないとする意見がある。

いずれにせよ、少子化が社会全体の様々な局面において、計り知れない大きな影響を与えることは間違いない。

IV 少子化の要因とその背景

少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方を検討する前提として、少子化の要因とその背景を分析しておく必要がある。

1 少子化の要因

(1) 未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）

—育児の負担感、仕事との両立の負担感等が

女性の未婚率を上昇させている—

少子化をもたらしている近年の出生率低下の主な要因としては、晩婚化の進行が挙げられる。なお、生涯未婚率の上昇が近年の出生率低下に与えている影響はそれほど大きくないが、将来の出生率低下の大きな要因になることが見込まれている。

① 未婚率上昇の現状

(年齢別未婚率の推移)

年齢別に未婚率の推移を見ると、男女とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行している。特に、男子の25歳～34歳、女子の20歳～29歳で著しい。これに伴い、平均初婚年齢は男女ともに上昇している。また、生涯未婚率（50歳時の未婚率）も上昇傾向にある。

(出生率への影響)

我が国の婚外出生割合は1%程度で、5割前後のスウェーデン、デンマーク、3割強のイギリス、フランスなどの諸外国と比べ極めて低く、我が国ではほとんどの場合結婚が出産の前提となっている。また、個人差はあるが、女性の妊よう性（妊娠しやすさ）は年齢が高くなれば低下がみられ、出産できる年齢にも一定の限界がある。こうしたことを考慮すると、晩婚化の進行が近年の出生率の低下を招いている主たる要因になっているとともに、生涯未婚率の上昇傾向が持続することにより将来の出生率低下の大きな要因になることが見込まれる。

② 未婚率上昇の要因

(高い結婚願望の下での未婚率の上昇)

結婚して一人前とか、結婚するのが当たり前といったような社会的な圧力が弱まるとともに、結婚が家や親のためでもない個人中心的なものへ変化する中で、結婚の自由度が高まっている。一方、自らの結婚に関しては、未婚の男女いずれもその約9割が「いずれ結婚するつもり」であるとし、また、国際的に比較して、男女ともに「女性の結婚」に対して肯定的に捉える傾向が高いにもかかわらず、未婚率が上昇している。

女性の晩婚化の原因や子どもに対する価値観に関する世論調査の結果などから、未婚率上昇の要因の主なものとして、以下のようなことが指摘されている。

1. 育児の負担感、仕事との両立の負担感

ア) 固定的な雇用慣行と企業風土によるもの

雇用安定を支えてきた終身雇用制の下で長時間労働、遠隔地への転勤等を当然とし、家庭よりも仕事を優先させることを求める固定的な雇用慣行とそれを支える企業・行政機関等の組織の風土（以下「企業風土」という。）が維持される一方で、女性の社会進出が進み、働く女性が自らが望む仕事を続けるためには、独身の方が都合がよいと考えること。

イ) 固定的な男女の役割分業によるもの

男性は仕事のみを行っていればよく、家事・育児は女性が行うのが当然という根強い固定的な男女の役割分業意識や、国際的に見て、夫の家事・育児への参加時間が極めて少ないとされる男性の家事・育児への参画が進まない実態が、結婚生活に対する女性の負担感を大きくしていること。今後増大が見込まれている介護負担が、家庭においては、現在ほとんど女性によって担われていることが、女性の将来的な負担感を高めている側面があること。

また、男性も男女の役割分業意識が強いため、自ら家事・育児に参画をしてまで、結婚し、子どもを持とうとはしない場合が多いこと。

ウ) 母親の孤立やそれに伴う孤独感や不安感

核家族化・都市化の進展により、育児に親族や近隣の支援も受けにくくなっていることが、上記のような状況とも相まって、母親を孤立させ、その孤独感や不安感が増大し、特に手のかかる乳幼児期を中心に育児の心理的、肉体的負担を過重なものとしている。

また、学童期にあっても、地域は従来のように安心して子どもが遊べる場でなくなってきたつたり、他人の子を叱るような気風も失われ地域の人間関係が希薄になっている中で親の負担や不安感を大きくさせていること。

エ) 長時間通勤等の勤務形態によるもの

都市化・被用者化の進展により、長時間通勤を要し、就業時間に裁量がきかないなどの勤務形態が、育児負担を重くしていること。

オ) 利用しやすい育児サービスがないこと

働く女性の需要に適合した育児サービスが利用しにくいこと。

カ) 結婚や子育てにかかる機会費用の上昇

上記のような現状の下で、女性の平均賃金上昇と相まって、結婚や子育てを選択することによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益（結婚や子育てにかかる機会費用）が上昇していること。

2. 個人の結婚観、価値観の変化

ア) 女性の経済力の向上によるもの

女性の家庭外就労が進み、女性の経済力が向上した結果、女性が生活のために結婚する必要を従来ほど感じなくなってきたこと。また、女性が仕事に生きがいを感じるようになってきたこと。

イ) 性の自由化、家事サービスの外部化によるもの

性の自由化、家事サービスの外部化により、男性の側にも結婚を必要とする意識が薄れてきたこと。

ウ) 子どもを持つ意義の変化によるもの

年金制度の充実、老親扶養に対する意識の変化等により、子どもを家の跡継ぎであるとか、老後生活の支えとして考える意識が薄れ、老後生活を支える存在として子どもを持つ意義が低下し、その前提として結婚する必要性が低くなってきたこと。

エ) 世間のこだわりの減少によるもの

結婚に対する世間のこだわりが少なくなり、特に都市部を中心に結婚しない、結婚を急がない生き方を選択しやすくなったこと。

また、社会の結婚圧力が弱まり、見合いなども減少している一方で、例えば、「異性の友達がない」若者が4割も存在するなど、異性との付き合いが苦手な若者が多いこと。

オ) 独身の自由への欲求によるもの

様々な生活面のサービス普及による利便性の向上や若者文化の隆盛が独身生活の魅力を高め、独身の自由を求めるようになったこと。

3. 親から自立して結婚生活を営むことへのためらい

独身の理由を見ると、「適当な相手とめぐり会わない」が男女とも最も多い。「適当な相手」については様々な要素があると思われるが、現在の若者の置かれた以下のような状況も未婚率上昇の要因として考えられる。

ア) 親との同居の下での快適な生活

資産や経済力を持った親と同居し続けることによって、自ら収入を得ていても親から経済的援助を受けあるいは生活費の支出を免れたり、食事や洗濯など親に身の回りの世話をしてもらっていたりしつつ、個室を持ち親からの干渉は受けない。このような自由かつ快適な

生活が、一部に親から自立して結婚生活を営むことをためらわせる風潮となっている。

イ) 結婚前の生活水準の維持

女性が重視する結婚相手の条件として人柄に次いで経済力が挙げられている。ア)のような状況の下で、特に専業主婦を望む女性にとって、結婚しても生活水準を低下させないためには、男性が相当高収入である必要があり、結婚の条件を高める要因の一つとなっている。

4. その他

ア) 女性主導の確実な避妊法が普及していないこと

女性主導の確実な避妊法が普及していないため、女性が妊娠について自ら決めることが困難である。生涯にわたる健康や、主体的な生活設計に対する女性の不安が、結婚への敷居を高くしている。

イ) 過疎農山村部における男性の結婚難

過疎農山村部において家業を継ぐ男性にとって、結婚を望んでも配偶者を得にくい状況がある。

(2) 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開き

—育児の負担感、仕事との両立の負担感のほか、

経済的負担なども理想の子ども数を持たない要因—

① 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数の現状

夫婦の理想子ども数は、意識調査では平均2.6人であるのに対し、平均出生児数は2.2人となっており、一定の開きが存在している。

なお、夫婦の平均出生児数及び平均理想子ども数ともに昭和50年代前半以降ほぼ同水準で推移していることから、この開きは、厳密には近年の出生率の低下を招いている直接的な要因とは言えないが、人口減少社会への対応のあり方を検討する際に考慮すべき事項として分析を加えることとした。

② 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開きの要因

理想の子ども数を持とうとしない理由に関する意識調査の結果などから、平均出生児数と平均理想子ども数との開きの要因の主なものとして、(1) (2) 1. に述べたような育児に対する負担感、家事・育児と仕事との両立に対する負担感が挙げられるが、あわせて次のような子育てに係る経済的負担などが挙げられる。

1. 子育てに関する直接的費用と機会費用の増加

子育てに関する直接的費用が増加していること。とりわけ、子どもを家の跡継ぎであるとか、老後の支えとする考え方方が薄れ、子どもは生き

がいであるとか、家庭を明るく楽しくしてくれる存在であるといった意識が強くなっている、教育を始めとして子どもに手をかけ、お金をかけること自体が意味を持つようになっていることが、一層子育ての直接的費用の増加を招いていること。また、先に述べたように子育てを選択することによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益（子育てにかかる機会費用）が増加していること。

2. 子どものよりよい生活への願望

子どもによりよい生活をさせたいと願う親にとって、教育にお金をかけたり、不動産を相続させるためには、子ども数が少ない方がよいと考えること。

3. その他

ア) 不妊による場合

子どもを持ちたい意思があるにもかかわらず、不妊が原因で子どもができない場合があること。

イ) 高齢出産への不安

高齢出産に対する不安感があること。

なお、過激な競争によるストレスの増大や性の自由化に伴い、リビドー（性的衝動の基になるエネルギー）が低下し、これが要因となっているのではないか、との見方もある。

（継続就労型の女性が多数派ではない現状）

なお、以上に掲げた少子化の要因を考えるに際しては、女性の就労意欲は高まっているものの、現状の男女の役割分業の中で妻は家庭にあって家計をとりしきることができるという日本の慣習の下で、依然、専業主婦を希望する者も少なくないこと、また、就労する場合にも、家事・育児との両立を図ろうとする者は増加してきているものの、厳しい現行の雇用環境の下では継続就業型の就業を目指す女性は多数派とは言えない、ということにも留意する必要がある。

2 少子化の要因の背景

一個人の生き方の多様化、女性の社会進出と

それを阻む固定的な男女の役割分業や雇用慣行等がある－

（我が国社会全体の状況に関連）

これまでに見た少子化の要因の分析を踏まえると、その背景には以下に述べるように、経済社会の成長の過程でどの国においても見られるような個人の多様な生き方の表れという側面がある一方、家庭や企業活動における固定的な男女の役割分業の下で、物質的な生産と消費の拡大を志向し、それを享

受してきた我が国社会全体の状況が深く関連していると考えられる。

(1) 社会の成熟化に伴う個人の多様な生き方の表れ

経済が成長し社会が成熟する過程で、個人が多様な生き方を目指すのは先進諸国にはほぼ共通して見られ、未婚率上昇はその表れとも言える。

(2) 女性の社会進出とそれを阻む固定的な男女の役割分業意識と雇用慣行、それを支える企業風土の存在

① 女性の社会進出と出生率の低下

出生率の低下は、①に述べたような状況の下で、個人の多様な生き方が是とされ、女性の社会進出が進行してきた過程において、結婚や育児がその大きな障害となっていることによりもたらされている側面が強い。

② 女性の多様な生き方を阻むもの

しかし、それは女性の社会進出自体を問題とするのではなく、女性の多様な生き方が実現されるべきであるにもかかわらず、男性は仕事のみを行い、家事・育児は女性が担うのが当然という固定的な男女の役割分業意識やその実態、家庭よりも仕事優先を求める固定的な雇用慣行や企業風土などが依然として根強いために、結果として結婚や育児が女性を中心に個人の自由を束縛し、多様な生き方を阻んでおり、このことが結婚や育児に対する負担感や不安感につながっていることに問題があると整理すべきである。

また、このことは、これまでの転職、再就職を困難、不利にし、女性を短期間就労者とみなす男性中心型の終身雇用、年功序列賃金体系などの固定的な雇用慣行のあり方そのものの見直しを問い合わせていると考えられる。

(3) 快適な生活の下での自立に対するためらい

① 成人しても親離れできない状況

また、上記に指摘したように、親との同居によって快適な生活を享受しているような場合、いざれは結婚し、子どもを持ちたい気持ちはあっても、なかなかそういう気持ちになれず、成人しても親離れできない状況（子離れできない親側の状況も考えられる。）がある。

このような状況に象徴されるように、少子化は、社会が豊かになる過程において、快適な生活への欲求、あるいは、新たに独立した家庭生活を営むことに対する漠然とした不安感などから、経済的にも精神的にも、自立を選択しようとしないという生き方やそれを許容する風潮がもたらしている一面があるともみることができるのではないか。また、傷つくことを怖れ、他人と深く関わることを避けようとする若者が増えていることにも起因しているのではないか、という指摘や、見合い結婚が少なくなってきたにもかかわらず、男女が互いに愛し、尊重し合いながら交際を深めるとい

う意識や風土が醸成されていないという指摘もある。

② 従来の生き方をゆるがすものとする見方

こうした生き方や風潮に対しては、成人すれば誰もが社会人として親から独立し、自らの責任により子どもを育て家庭を営むという、従来、当然と受け止められてきた生き方や社会のあり方をゆるがすものとして懸念を示す見方もある。

③ 結婚に対する自由度の高まりの表れとする見方

一方、こうした現象は、結婚に対する自由度が高まる中で、結婚を急がず、じっくりとよりよい結婚相手を選ぶことが可能になったことの表れであり、否定的にのみ捉えられるべきではない、との見方もある。

(4) 現在、そして将来の社会に対する不安感

このほか、近年の出生率の低下は、日本全体を覆う閉塞感、年金や介護など老後に対する不安感、あるいは、いじめ問題や地域の治安の悪化などをもたらしているストレス社会に対する漠然とした不安感を反映しているのではないか、という指摘がある。

V 少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方

(21世紀半ばには相当深刻な状況)

予想される人口減少社会の姿をどのように考えるかについては、多様な意見があり、また、計量的な予測については一定の仮定を置いて行ったものであることに留意する必要はある。

しかし、先に述べたように、少子化が社会全体の様々な局面において計り知れない影響を及ぼすことは間違いない、2025年時点における社会の見通しは、現在取り組んでいる各般の構造改革を相当思い切って実行したとしても、予測としては楽観視できるものではない。ましてや、その後更に少子化と高齢化が進行すると見込まれている21世紀半ばには相当深刻な状況となることが予想される。

(急がれる人口減少社会への対応)

もとより、人口が持続的に減少し続けるとともに高齢化が進展するというこれまで経験したことのない社会を迎えることが確実に見込まれる以上、人口減少社会に対する展望をしていくことは、将来世代に対する責任でもあり、少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方について、少子化の影響への対応、少子化の要因への対応の両面からの検討を急がなければならない。

1 少子化の影響への対応

人口減少社会への対応を議論するに当たっては、まず、少子化のマイナス面の影響を最小限にするため、各般の対応を確実に実行しなければならない。

(1) 経済面の影響への対応

一年齢や性別による垣根を取り払う新たな雇用環境の創出等が必要一

① 就労意欲を持つあらゆる者が就業できる雇用環境の整備

1. 高齢者、障害者、女性の就業環境の整備

人口減少社会が活力あるものとなるよう、労働力人口減少の緩和が必要である。労働力供給の減少は、女性や高齢者などの労働力に対する需要を喚起する。このため、これまで就労意欲があってもその意欲と能力が必ずしも活かされていたとは言い難い高齢者や障害者が生き生きと就業できるとともに、女性が円滑に就業できる環境を整備することが重要である。

2. 年齢や性別による垣根を取り払う雇用環境の整備

また、就労意欲を持つあらゆる者が、個人の選択に応じた多様な働き方で就業できるような雇用環境を整備することが今後の方向であり、年齢や性別による垣根を取り払う新たな雇用環境を創り出すことが求められる。女性の就業環境の整備に際しては、女性の就業が一層の出生率の低下につながることのないよう、仕事と育児の両立を可能とする支援策の充実を図ることが特に重要である。

3. 終身雇用・年功序列賃金体系の下での固定的な雇用慣行の見直し

人口の高齢化を考えると、とりわけ高齢者雇用のあり方は極めて重要な課題である。高齢者の就労意欲は高まってきているのにもかかわらず、終身雇用制度・年功序列型賃金体系と一体となった採用時の年齢制限や定年制が、結果として高齢者の就業を阻んできており、多様な就業形態を認めないこのような固定的な雇用慣行のあり方を見直すべき時期に来ている。

このような雇用慣行を見直す中で、今後は、健康であり、本人が希望する限り、高齢者がその意欲と能力に応じて働き続け、自己実現と社会貢献ができるような社会を作っていくことが求められる。

4. 労働力需給の不適合の解消

さらに、こうした対応や能力開発、職業情報の提供などを通じて、労働力人口の年齢構成の変化に伴い今後拡大が懸念される労働力需給の不適合の解消を図り、効率性が發揮される社会としていく必要がある。

② 企業の活力・競争力、個人の活力の維持